

高石市空き家除却補助金申請 手引き

① 申請

高石市空き家除却補助金申請書（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 建築確認年月日及び所有者が確認できる書類
- (2) 除却工事の内容がわかる図面及び費用がわかる見積明細書
- (3) 現況写真
- (4) 市民税、固定資産税の滞納がないことを証する書類（所有権を共有している場合は共有者全員のもの）
- (5) 補助対象住宅の所有権を共有している場合は、代表者以外の委任状
- (6) 区分所有である建築物の場合は、誓約書及び他の所有者から同意を得ていることがわかる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類
 - ・簡易診断表「誰でもできるわが家の耐震診断」（評点合計が7点以下であること）
※「誰でもできるわが家の耐震診断」は、空き家除却補助制度内のホームページ又は一般財団法人日本建築防災協会ウェブサイトから入手できます。
 - ・水道使用量のお知らせ、閉栓証明書等、1年以上居住実績がないことがわかる書類

② 事業の開始

高石市空き家除却補助金交付決定通知書（様式第2号）が届きましたら、90日以内に工事を開始し、高石市空き家除却工事着手届（様式第4号）に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 工事契約書（写）
- (2) 工程表
- (3) 建設業法第3条第1項に規定する建設業のうち土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する解体工事業者の登録証の写し
- (4) 解体工事等に関する誓約書（業者により記入）

③ 申請の取下げ、内容の変更

申請の取下げや内容の変更がある場合は速やかに書類を提出してください（様式第5号・第6号）。

④ 実績報告

除却工事が完了したときは、速やかに高石市空き家除却工事完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。

- (1) 除却工事終了後の写真
- (2) 除却工事に要した費用のわかる領収書

⑤ 補助金の請求

高石市空き家除却補助金額確定通知書（様式第9号）が届きましたら、完了日から30日以内、または申請された年度の末のいずれか早い日までに、高石市空き家除却補助金請求書（様式第10号）を提出してください。